

○高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱

(平成12年8月1日告示第148号)

改正 平成13年7月1日告示第149号平成16年12月24日告示第225号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に対し審議状況を明らかにすることによって、市民の市政に対する理解を深め、公正で民主的な市政の推進を図るため、市の附属機関及び協議会等(以下「附属機関等」という。)の会議を公開することについて必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象)

第2条 この要綱の規定の対象となる附属機関等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関
- (2) 法律及び条例の規定に基づかず、専門の学識経験の導入、利害の調整、市政に対する市民の意見の反映等を目的として設置する協議会等。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市職員のみを構成員としたもの

イ 自治体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、会員の負担金等により運営されているもので、市の機関内部に事務局が置かれているもの

ウ 市民が主体となって運営を行っている市民団体的な性格を有する組織で、事務局のみが市の機関内部に置かれているもの

エ その他市長が不相当と認めたもの

(公開の基準)

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号)第9条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 附属機関等は、前条の規定に基づき、あらかじめ当該附属機関等の会議の公開又は非公開を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、会議の公開を決定した附属機関等において、開催予定の会議が前条各号のいずれかの規定に該当すると認められるときは、当該開催予定の会議ごとに、非公開とすることができる。ただし、当該会議を非公開と

することについては、あらかじめ当該附属機関等の会議で決定するものとする。

(公開の方法等)

第5条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(会議開催の周知)

第6条 附属機関等は、公開の会議を開催するときは、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示するとともに、必要に応じて、報道機関に通知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

(その他)

第7条 傍聴その他この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)に現に設置されている附属機関等についての第4条第1項の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「この要綱の施行日以後、最初に開催される附属機関等の会議において」とする。ただし、この要綱の施行日以後において附属機関等の会議が最初に開催される日までに、すでに公開又は非公開の決定をしている附属機関等については、この限りでない。

附 則(平成13年7月1日告示第149号)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日告示第225号)

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。